

募集期間：令和 5 年 11 月 24 日（金）～令和 5 年 12 月 14 日（木）【必着】

『名古屋市デジタルサイネージガイドライン（案）』 について、ご意見を募集しています。

名古屋市では、地域の特性を考慮した良好な景観の形成又は風致の維持を図ることを目的に、屋外広告物条例や都市景観条例により屋外広告物の規制・誘導を実施しています。

近年急増しているデジタルサイネージによる屋外広告物等は、光、動き等を伴うことが特徴で、従来広告と比べて広告効果が高く、街の賑わい創出に寄与する期待がある一方、設置される条件や状況によっては、周辺環境との不調和により景観を阻害する恐れがあります。

こうしたことから、市内においてデジタルサイネージによる屋外広告物等を表示・設置する際の景観上の望ましい基準を『名古屋市デジタルサイネージガイドライン』として定めることにより、良好な景観の形成や風致の維持を図っていくことを目指しています。

このデジタルサイネージガイドラインを定めるにあたり、事前に、市民・事業者の皆さんのご意見をお伺いするものです。

提出方法	・ 下欄の提出先まで、郵送・電子メール・FAX にてお送りいただくか、ご持参ください。お電話又はお越しいただいての口頭でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。 ・ 任意の様式でもご提出いただけますが「名古屋市デジタルサイネージガイドライン（案）」に対するご意見であることと、氏名、住所（市区町村まで）、会社名等（任意）、年齢（任意）を記載してください。 ・ ご記入いただいた個人情報、他の目的に利用・提供しないとともに適正に管理します。
ご意見への対応	・ 募集期間後に、ご意見の概要と本市の考え方を公表する予定です。 ・ なお、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。
提出先 ・ お問い合わせ先	名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進室（西庁舎 4 階） 住 所：名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 電 話：052-972-2735 F A X：052-972-4485 電子メール：a2735@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市デジタルサイネージガイドライン（案）

【対 象】名古屋市内（地上広告・屋上広告・壁面広告・突出広告等）

【適 用 範 囲】・名古屋市が屋外広告物条例第 5 条の 3 に基づき、良好な景観を形成するために必要があると認めるときに行う指導、助言、勧告の根拠

・名古屋市景観計画に定める大規模広告物の誘導基準

・都市景観形成地区におけるデジタルサイネージの指導の基準 この場合、【基準】における「屋外広告物」を「屋外広告物等（ガラス面内側からの表示も含む。）」に読み替えます。

【基 準】

■明るさや時間に関すること

表示時間

○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、住宅地等※¹に設置する場合は、深夜早朝の表示は避けてください。

・ 深夜早朝とは、21 時～7 時を目安とします。

・ ただし、管理上の必要等により設置する小規模なもの※²を除きます。

明るさ
(光)

○ デジタルサイネージによる屋外広告物の輝度は、次の数値以下としてください。

昼 3,000cd/m²以下

夜 住居系 800cd/m²以下

商工業系 1,000cd/m²以下

時季	昼☀	夜🌙	深夜早朝
春・秋	7時～18時	18時～21時	21時～7時
夏	7時～19時	19時～21時	
冬	7時～17時	17時～21時	

・ 自動調光機能を利用するなど、周囲の明るさに比して不必要に高い輝度とならないよう留意してください。

・ 管理上の必要等により設置する小規模なもの※²は、デジタルサイネージによる屋外広告物が原則禁止されている地域※³でも設置できますが、輝度は極力抑えたものとしてください。

■設置場所等に関すること

設置高さ	○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、建物等の高層部その他見通しの良い場所に設置することは避けてください。 ・設置をする場合は、輝度を抑え、深夜早朝の表示を避けるなど、周辺の環境に配慮してください。 ・深夜早朝とは、21 時～7 時を目安とします。
設置向き等	○ デジタルサイネージによる屋外広告物を道路内に設置する場合は、通行車両の進行方向に垂直となる面に、通行車両から見える向きに設置することは、避けてください。 ・ただし、管理上の必要等により設置する小規模なもの※ ² を除きます。
信号交差点 周辺	○ 信号機周辺では、信号灯と誤認するような色や形は使用しないでください。 ○ デジタルサイネージによる屋外広告物の表示面は、信号機のある交差点（停止線又は横断歩道のある交差点に限ります。）においては、当該交差点の直前の停止線（停止線がない場合は横断歩道とします。）及びその延長線から水平距離 5 メートル外側の線で囲まれた区域（歩車道境界（歩道がない場合は道路敷境界とします。）から水平距離 5 メートルを超える道路区域でない部分を除きます。）には設置しないでください。ただし、表示面の下端が道路面（設置場所から最も近い道路面）から高さ 10 メートルを超えるものはこの限りではありません。 （別紙を参照してください。）

最終ページに＜解説・用語等＞を記載していますので、併せてご覧ください。

■動きや音に関すること

動き	○ デジタルサイネージによる屋外広告物は、光の動き、点滅、色の変化の速度を緩やかなものとしてください。 ○ デジタルサイネージによる屋外広告物は、過度に点滅したり、動きの速い動画を表示したりすることを避けてください。 ・特に明るさや動きの変化が激しい既存の動画を、そのまま屋外広告として表示することは避け、表示の内容については、近隣の状況をよく考慮してください。 ○ デジタルサイネージによる屋外広告物は、①道路内（車道側に表示するものに限る。）、②交差点周辺、③住宅地等※ ¹ においては、動画による表示を避け、静止画の切り替え（切り替えの間隔は 10 秒以上）としてください。
音	○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、音響を伴って表示する場合は、周辺環境に配慮し、不快感を与えない音量、音色、内容としてください。 ○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、道路内や公園などの公共空間や住宅地等※ ¹ に設置する場合は、音響を伴わないものとしてください。

■その他

近隣対応	○ デジタルサイネージによる屋外広告物は他の屋外広告物と同様に、場所の固有性をつくり、まちの重要なメディアになりえる一方、見たくない人の目に入りやすく、表示の内容や方法については、近隣にいる多様な人への配慮が必要です。設置や運用にあたっては、近隣等からの苦情がでないよう、周囲の環境に配慮してください。 ○ デジタルサイネージによる屋外広告物について、近隣等から問い合わせや苦情がある場合には、設置者・管理者が誠実に対応するようにしてください。
------	---

※**1**) 名古屋市屋外広告物条例施行細則別表第 1 第 1 項で定める住居系地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに同号に規定する地域以外の地域）及びその他住環境への配慮が求められる地域

※**2**) 駐車場の満空表示など管理上の必要があるもので、必要最小限の大きさのものに限る。

※**3**) 名古屋市屋外広告物条例第 3 条（規格）や第 6 条（禁止）で定める地域

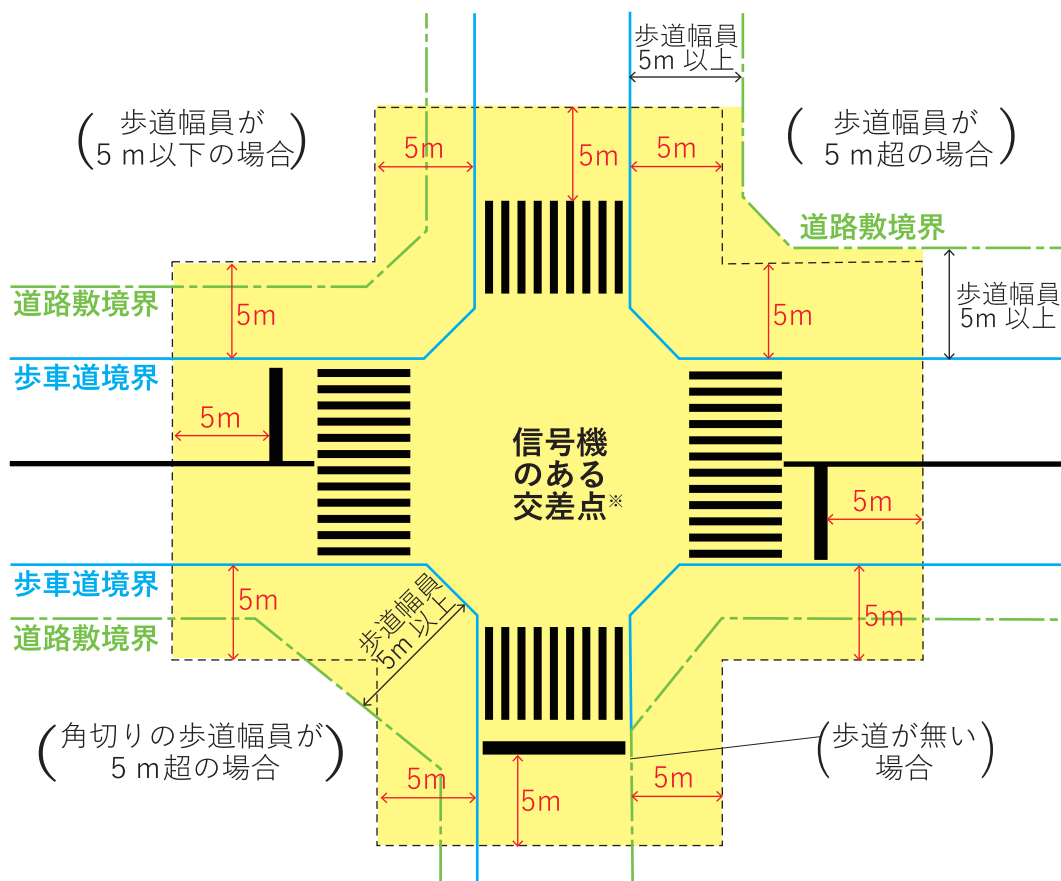
- ・規格：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域には設置しないこと、他
- ・禁止：第 1 種低層住居専用地域内、第 2 種低層住居専用地域内、風致地区内又は特別緑地保全地区内で市長が指定する地域、他

【別紙】

名古屋市デジタルサイネージガイドライン（案）

デジタルサイネージによる屋外広告物の表示面は、信号機のある交差点（停止線又は横断歩道のある交差点に限ります。）においては、当該交差点の直前の停止線（停止線がない場合は横断歩道とします。）及びその延長線から水平距離5メートル外側の線で囲まれた区域（歩車道境界（歩道がない場合は道路敷境界とします。）から水平距離5メートルを超える道路区域でない部分を除きます。）には設置しないでください。

ただし、表示面の下端が道路面（設置場所から最も近い道路面）から高さ10メートルを超えるものはこの限りではありません。



※ 停止線又は横断歩道のある交差点に限る。

凡例

- 電光表示装置の規制範囲
（道路面（設置場所から最も近い道路面）から高さ10メートルまで）

解 説 ・ 用 語 等

- ▶**デジタルサイネージ**:ディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた、表示内容が可変する屋外広告物等。
LED ビジョン、電子広告板、電子ペーパーなど、様々な種類があります。
- ▶**屋外広告物**:「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」をいいます。(屋外広告物法)
- ▶**名古屋市屋外広告物条例**:名古屋市が屋外広告物法にもとづき、良好な景観形成や風致の維持、公衆の
危害防止を目的に、屋外広告物の規格(規制基準)や禁止等について定めたものです。
- ▶**名古屋市都市景観条例**:名古屋市が景観法にもとづき、優れた都市景観の創造・保全や景観法の施行に
必要な事項を定めたものです。
- ▶**名古屋市景観計画**:名古屋市が景観法にもとづき、大規模広告物、都市景観形成地区や誘導基準等につ
いて定めたものです。
- ▶**都市景観形成地区**:名古屋市景観計画により、特に良好な景観を形成する必要があるとして定められた
地区です。

明るさ (光)	・デジタルサイネージによる屋外広告物は、テレビなどと同様に「光」により表示をする媒体です。 ・デジタルサイネージによる屋外広告物は、画面の明るさが同じでも、周辺の明るさにより「見えづらい」と感じたり、「まぶしい」と感じたりします。屋外の明るさは、時間、天候(日当たり)、周辺環境等により大きく変化します。 ・デジタルサイネージによる屋外広告物を見た人が「まぶしい」と感じないように、「明るさ(光)」の基準として、輝度を指標とした上限値を示しています。 ▶輝度(cd/m²):照明などの光源のまぶしさの指標 ▶自動調光機能:画面の明るさを、周辺の明るさに合わせて自動で調整する機能
設置高さ	・デジタルサイネージによる屋外広告物の表示は、その「光」が周囲に拡散することから、より広範囲に影響があります。建物等の高層部その他見通しの良い場所には、デジタルサイネージによる屋外広告物を設置しないことが望ましいと考えています。
動き	・屋外広告物として用いられるデジタルサイネージも、テレビなどと同じような精細な表示による多様な表現が可能となりました。 ・自動車運転手や歩行者等が、デジタルサイネージによる屋外広告物の「過度な点滅」や「動きの速い動画」等に目を奪われることで、交通安全に影響する恐れがあります。 ・住宅地等^{*1}では、光の点滅などが室内に映り込む、周辺景観と調和しないなど、住環境に影響する恐れがあります。 ・こうしたことから、デジタルサイネージによる屋外広告物の「動き」は緩やかなものにするともに、交通安全や住環境への影響が考えられるような場所では、「動画」の表示は避けることが望ましいと考えています。
音	・音響を伴う屋外広告物は、周辺環境に影響が大きいため、十分な配慮をしたものとする必要があります。 ・こうしたことから、道路内や公園などの公共空間、住宅地等^{*1}では、音響を避けることが望ましいと考えています。(ただし災害時等、緊急性や安全性の必要から音響を使用する場合は除きます。)